

# 麻薬を取扱う方へ



麻薬取扱者免許の有効期間が  
**最長3年間に延長**されます！

## ★概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律50号)が平成27年6月26日に公布されたことを受け、平成28年4月1日付けで麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の一部が改正されることに伴うものです。

### <平成28年3月31日までの免許の有効期間> (最長2年)

免許の日からその日の属する年の**翌年の**12月31日まで

例① 平成28年1月1日付け免許 → 平成29年12月31日まで

例② 平成28年3月31日付け免許 → 平成29年12月31日まで

### <平成28年4月1日以降の免許の有効期間> (最長3年)

免許の日からその日の属する年の**翌々年の**12月31日まで

例① 平成28年4月1日付け免許 → 平成30年12月31日まで

例② 平成29年1月1日付け免許 → 平成31年12月31日まで

※1 平成28年3月31日までに免許されたものについて、新たな手続きは不要です。

※2 本有効期間の延長に伴い、免許申請手数料に変更はありません。

※3 宮城県で免許事務を行う下記の全ての麻薬取扱者免許で適用されます。

[麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬小売業者、麻薬卸売業者、麻薬研究者]

詳しくは業務所を管轄する窓口へご連絡ください！！

#### 【窓口のご案内】

|                |     |              |
|----------------|-----|--------------|
| 保健福祉部薬務課監視麻薬班  | TEL | 022-211-2653 |
| 仙南保健所獣疫薬事班     | TEL | 0224-53-3119 |
| 塩釜保健所食品薬事班     | TEL | 022-363-5505 |
| 塩釜保健所岩沼支所食品薬事班 | TEL | 0223-22-2188 |
| 塩釜保健所黒川支所食品薬事班 | TEL | 022-358-1111 |
| 大崎保健所獣疫薬事班     | TEL | 0229-87-8001 |
| 栗原保健所食品薬事班     | TEL | 0228-22-2115 |
| 登米保健所食品薬事班     | TEL | 0220-22-6120 |
| 石巻保健所獣疫薬事班     | TEL | 0225-95-1475 |
| 気仙沼保健所食品薬事班    | TEL | 0226-22-6615 |



裏面に続く





# 麻薬取扱者免許番号も 5ケタに変更します



**平成28年3月31日まで**

麻薬取扱者免許番号

4ケタ

例. 麻薬施用者免許番号

第1234号

**平成28年4月1日以降**

麻薬取扱者免許番号

5ケタ

例. 麻薬施用者免許番号

第12345号

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 第1234号  |                                  |
| <b>麻薬施用者免許証</b>                                   |                                  |
| 麻薬業務所   | 所在地 仙台市青葉区本町3-8-1                |
|   | 名称 宮城県庁病院                        |
| 従として診療に従事する麻薬診療施設                                 | 所在地 ---                          |
|   | 名称 ---                           |
|   | 住所 仙台市青葉区本町1-1-1                 |
|   | 氏名 仙台太郎                          |
| 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により<br>免許を受けた麻薬施用者であることを証明する。 |                                  |
| 平成28年 1月 1日                                       |                                  |
| 宮城県知事 村井 嘉浩                                       |                                  |
| 有効期間  | 平成28年 1月 1日 から<br>平成29年12月31日 まで |

この番号が5ケタ  
になります。



この期間が延長  
されます。



<ご注意ください!>

麻薬取扱者免許番号変更に伴い、電子カルテ・電子オーダリングシステムを導入している病院・診療所等では、システム設定を変更する必要があると思われるので、事前にご確認ください。